

3. 米国Ⅱ—アンケート調査結果分析編—

「Faculty Senate（教員評議会）に着目して」

3.1 はじめに

本章では、近年のアメリカ高等教育における機関レベルのガバナンスの一端を明らかにすべく、Faculty Senate（教員評議会）に焦点を当て、その権限・構成・選出及び他のガバナンス主体（学長・理事長等）との関係を明らかにする。更に、Faculty Senate を取り巻く大学ガバナンスの権限や形態が、大学のランキングに与える影響を検討する。

アメリカの高等教育に関する研究については、部分的な事例に過ぎないものがアメリカの典型のように扱われることが往々にして多い印象があり、ガバナンスに関しても学長等の執行部や経営陣に強い権限が与えられていることがアメリカ高等教育では一般的かのような言説も流布している印象がある。本章は、アメリカ高等教育の多様性を可能な限り描写することを通じて、アメリカ高等教育に関する思い切った一般化が招く誤認を再考する契機とも位置付けている。

3.2 使用データと対象大学の属性

3.2.1 用いるデータ

CHEPA（Center For Higher Education Policy Analysis, University of Southern California）実施の Faculty Senate 調査（2004）

3.2.2 属性分析

設置者：公立 88、私立 62

大学分類

大規模研究大(Extensive)：	50
小規模研究大(Intensive)：	50
修士大(Master)：	50

AL	AK	AZ	AR	CA	CO	CT	DE	DC	FL	GA	HI	ID	IL	IN	IA	KS	KY	LA	ME	MD	MA	MI	MN	MS	MO
4	2	3	2	11	4	4		4	4	4	1	3	7	5		3	2	5	2	3	5	1	2	1	2
MT	NE	NV	NH	NJ	NM	NY	NC	ND	OH	OK	OR	PA	RI	SC	SD	TN	TX	UT	VT	VA	WA	WV	WI	WY	
1	1		2	3	2	7	3		6	2	1	7	1	3	1	5	7					1	2	3	

図表 3.1 調査対象大学の州別分布

調査対象のランク（US News 上段：公立、下段：私立・・・以下同様）

在籍学生数 (College Navigator, NCES <http://nces.ed.gov/collegenavigator/> より)

学士課程数、修士課程数、博士課程数、授業料等の基本情報 (章末の【資料1】参照)

3.3 Faculty Senate (教員評議会) の権限

調査では以下の3つに分類。

1. Legislative: (教学以外の) 特定領域に関する拘束力のある(binding)施策 (policy) を作成する。
2. Legislative(education): 教学限定で拘束力のある施策を作成する。
3. Advisory/Consultative : 諮問、助言の機能を有する。

	Legislative			Legislative(Ed)			Advisory		
	州立	私立	全体	州立	私立	全体	州立	私立	全体
No	96.6	90.3	94.0	69.3	71.0	70.0	3.4	8.1	5.3
Yes	3.4	9.7	6.0	30.7	29.0	30.0	96.6	91.9	94.7
全体	100.0	100.0	100.0	88.0	62.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※すべて統計上非有意

図表 3.2 教員評議会の権限 (設置者別)

	Legislative			Legislative(Ed)			Advisory		
	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大
No	98.0	88.0	96.0	68.0	70.0	72.0	0.0	12.0	4.0
Yes	2.0	12.0	4.0	32.0	30.0	28.0	100.0	88.0	96.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

p<0.05

図表 3.3 教員評議会の権限 (規模別)

- 教員評議会が拘束力のある施策立案権を持つ大学は調査対象校のうち6% (9校)。
- 教員評議会が教育に関する施策立案権を持つのは、公私別・大学分類別ともに3割。逆に7割は教員評議会が教学に関する施策立案権を持たないことになる。
- 教員評議会の主たる役割は諮問・助言権限。調査対象校全体の9割。但し大規模研究大と小規模研究大でやや開きがある (大規模研究大>小規模研究大)
- 総じて州立・私立間の差異は無し。

3.4 Faculty Senate の構成メンバー

- 開放性 (開放的 or 閉鎖的: 教員のみか、それとも経営、指定職、学生、職員、同窓生にも開いているか)

- ・ 教員のための排他的構成になっている大学は3割程度

Membership Exclusive or Inclusive					
	州立	私立	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大
Inc	68.2	71.0	68.0	76.0	64.0
Exc	31.8	29.0	32.0	24.0	36.0

※すべて統計的には非有意

図表 3.4 教員評議会の構成：設置者・大学分類別

	施策立案権限		教育限定権限		諮問・助言	
	No	Yes	No	Yes	No	Yes
Inc	70.2	55.6	65.7	77.8	62.5	69.7
Exc	29.8	44.4	34.3	22.2	37.5	30.3

※すべて統計的には非有意

図表 3.5 教員評議会の構成：評議会の権限別

- ・ 州立・私立間、大学分類間、教員評議会の権限の種類別の差は無し。
- ・ Faculty が構成メンバーになっている点は当然として、大学経営陣が Faculty Senate の構成メンバーであるとした大学は全体の6割、指定職は7割、学生は3~4割、職員は2割前後、同窓生は5割前後。

※後に検討するが、大学経営陣の参画により、Faculty Senate の権限が拡大する（あるいは拡大させたい）ことがあり得る。

	Faculty		Admin		Ex Officio		Student		Staff		Alumni	
	州立	私立	州立	私立	州立	私立	州立	私立	州立	私立	州立	私立
No	0.0	0.0	37.5	35.5	30.7	27.4	56.8	67.7	73.9	83.9	95.5	93.5
Yes	100.0	100.0	62.5	64.5	69.3	72.6	43.2	32.2	26.1	16.1	4.5	6.5

※すべて統計的には非有意

Yes:各々の地位・身分が教員評議会の構成メンバーである。

図表 3.6 教員評議会の構成（設置者別）

	Faculty			Administrator			Ex Officio		
	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大
No				36.0	36.0	38.0	28.0	28.0	32.0
Yes	100.0	100.0	100.0	64.0	64.0	62.0	72.0	72.0	68.0

	Student			Staff			Alumni		
	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大
No	64.0	60.0	60.0	78.0	70.0	86.0	92.0	96.0	96.0
Yes	36.0	40.0	40.0	22.0	30.0	14.0	8.0	4.0	4.0

※すべて統計的には非有意

Yes:各々の地位・身分が教員評議会の構成メンバーである。

図表 3.7 教員評議会の構成（大学分類別）

	Legislative		Legislative(E)		Advisory	
	No	Yes	No	Yes	No	Yes
Faculty	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Administrator	64.5	44.4	61.0	68.9	62.5	63.4
Ex Officio	71.6	55.6	65.7	82.2 *	62.5	71.1
Student	38.3	44.4	39.0	37.8	62.5	37.3
Staff	23.4	0.0	21.9	22.2	0.0	23.2
Alumni	5.7	0.0	6.7	2.2	0.0	5.6

* p<0.05

数値は、それぞれの身分・地位が教員評議会の構成要素であるかどうかという問い（Yes or No)についてとYesと答えた大学の割合

図表 3.8 教員評議会の構成（教員評議会の権限別）

3.5 Faculty Senate の議長選出

8～9割は教員からの選出だが、学長・理事長・副学長が兼任あるいは指名・任命とするケースが1～2割存在する。設置者・大学分類別には差は見られないが、教員評議会の権限の種類による違いが見られる。教学限定で拘束力ある施策立案権を持つ教員評議会を有している大学では、そうでない大学に比して学長・教学担当副学長を教員評議会メンバーに加える傾向がある。

→教員評議会の権限強化のために執行部を導入？ or 執行部が関与したことにより教員評議会の権限強化？

	州立	私立	大規模 研究大	小規模 研究大	修士大
Faculty	88.6	80.3	80.0	86.0	89.8
President	8.0	13.1	18.0	8.0	4.1
Provost	1.1	6.6	2.0	6.0	2.0
Others	2.3	0.0	0.0	0.0	4.1

※すべて統計的には非有意

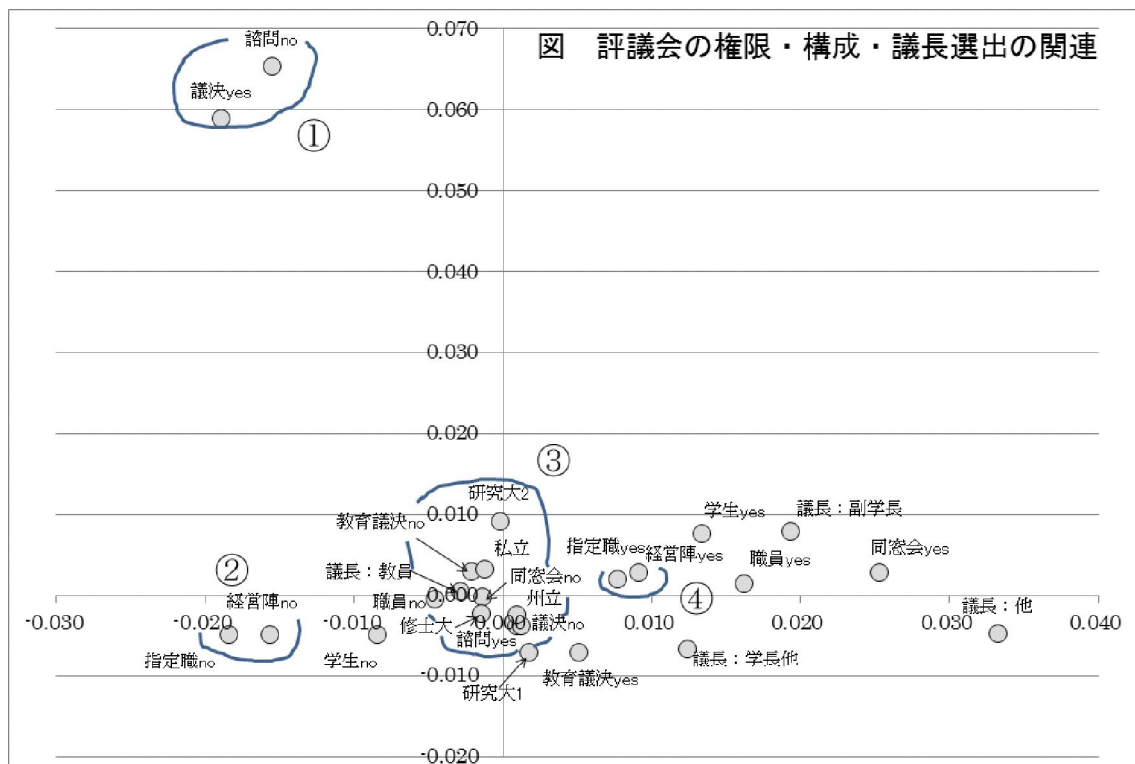
図表 3.9 教員評議会の議長選出：設置者・大学分類別

	施策立案権限		教育限定権限*		諮問・助言	
	No	Yes	No	Yes	No	Yes
Faculty	84.3	100.0	90.4	73.3	100.0	84.4
President	10.7	0.0	7.7	15.6	0.0	10.6
Provost	3.6	0.0	1.9	6.7	0.0	3.5
Others	1.4	0.0	0.0	4.4	0.0	1.4

* p<0.05

図表 3.10 教員評議会の議長選出：評議会の権限種別

3.6 Faculty Senate の権限・構成・議長の選出の関連性（多重対応分析）



図表 3.11 3.6 Faculty Senate の権限・構成・議長の選出の関連性

① 評議会を強い施策立案権を持つ機関と見なし諮問機関扱いしない大学群

- ② 経営陣や指定職の関与を拒否する大学群
- ③ 評議会を諮問機関と見なし（全般的な施策立案権、教学限定の施策立案権はNo）、議長の選出は教員から、職員、同窓会の関与を拒否する大学群
- ④ 評議会への指定職、経営陣の関与を受け入れる大学群

3.7 Faculty Senate の意思決定範囲

	Administrative/Personnel		Athletics		Budget		Curriculum		Strategic Planning		Student Affairs		Tenure and Promotion	
	国立	私立	国立	私立	国立	私立	国立	私立	国立	私立	国立	私立	国立	私立
No	76.1	79.0	69.3	75.8	25.0	38.7	1.1	6.5	51.1	58.1	39.8	45.2	9.1	11.3
Yes	23.9	21.0	30.7	24.2	75.0	61.3	98.9	93.5	48.9	41.9	60.2	54.8	90.9	88.7

※すべて統計的には非有意

	Administrative/Personnel			Athletics			Budget			Curriculum		
	大規模研究大	小規模研究大	修士大	大規模研究大	小規模研究大	修士大	大規模研究大	小規模研究大	修士大	大規模研究大	小規模研究大	修士大
No	68.0	78.0	86.0	66.0	74.0	76.0	20.0	32.0	40.0	8.0	2.0	0.0
Yes	32.0	22.0	14.0	34.0	26.0	24.0	80.0	68.0	60.0	92.0	98.0	100.0
	Strategic Planning			Student Affairs			Tenure and Promotion					
No	46.0	62.0	54.0	34.0	46.0	46.0	4.0	10.0	16.0			
Yes	54.0	38.0	46.0	66.0	54.0	54.0	96.0	90.0	84.0			

※すべて統計的には非有意

図表 3.12 教員評議会の所掌範囲：設置者、大学分類別

教員評議会が所掌する業務範囲を検討してみると、経営・人事が2割、運動競技が3割前後、予算が6~8割、カリキュラムが9割以上、戦略計画が4~5割、学生関係が5~6割、終身在職権・昇進が8~9割となっている。設置者、大学分類別には差が見られないが、教員評議会の権限種別に検討すると差が見られた（下の表）。教員評議会が強い施策立案権限を持っている場合、そうでない場合に比して予算や終身在職権が所掌範囲であるケースが少ない。表を見てもわかるように、教員評議会が拘束力のある施策立案権を持っている大学の場合でも、カリキュラム以外の他の領域にまで権限範囲が及んでいるケースは少なく、経営・人事・運動競技にまで及んでいるのは1割（1校）、予算については2割、戦略計画については3割、学生関係では5割、終身在職・昇進については6割強となっている。更に、諮問・助言機能（のみ）を有している場合、諮問・助言機能を有していない（むしろより強い権限を持っている）場合に比して、予算及び終身在職権・昇進を所掌範囲としているケースが多い。このように、教員評議会が強い決定権を持っている場合は、その所掌範囲が限定され、逆に諮問・助言機能の場合は、関与する業務領域がやや広いことが推察される。

	施策立案権限		教育限定権限		諮問・助言	
	No	Yes	No	Yes	No	Yes
経営・人事	23.4	11.1	24.8	17.8	12.5	23.2
運動競技	29.1	11.1	24.8	35.6	12.5	28.9
予算	72.3	22.2 **	67.6	73.3	12.5	72.5 **
カリキュラム	96.5	100.0	96.2	97.8	100.0	96.5
戦略計画	46.8	33.3	41.9	55.6	5.0	47.2
学生関係	58.2	55.6	54.3	66.7	50.0	58.5
終身在職権・昇進	91.5	66.7 *	89.5	91.1	62.5	91.5 **

** p<0.01, * p<0.05

図表 3.13 評議会の所掌範囲：評議会の権限別

3.8 大学ランキングに与えるガバナンス効果

3.8.1 ガバナンス変数の定義

1. 教員評議会の権限（A.（教学以外の特定領域における）拘束力ある施策立案権、あるいはB.教学限定の施策立案権を有している場合、諮問・助言権しかない場合と比較した時の効果を推定）← 教員による大学自治の強さのランキングに与える効果を推定。
2. 教員評議会議長選出（C.学長・理事長、副学長を教員評議会議長として据える場合と、教員から教員評議会議長を選出する場合とを比較）← トップダウン型ガバナンスのランキングに与える効果を推定。

3.8.2 8 分析方法

(1) 分析方法：GLMM（Generalized Linear Mixed Model）の Zero-Inflated Poisson Mixed Model を適用。

※大学ランキングのデータの分布が特殊：ランキング外、ランキング不能の大学が過剰に存在。故に二段階推定を行う（分析は同時推定）。

第一段階：ランキング外(=1)／ランキング圏内(=0)のロジスティック回帰分析。表の見方は、係数が+の場合はランキング圏外の確率が高まり、-（マイナス）の場合は、ランキング圏内に入る確率が高まることを意味する。

第二段階：ランキングの Mixed Poisson 回帰分析（ランキングスコアは1以上の整数。スコアが小さいほどランクが高く、大きいほどランクが低い。切片と一部の係数に州間分散を仮定している）。表の見方は、係数が+の場合はランキングが低まり、-（マイナス）の場合はランキングが高まることを意味する。

- (2) 用いる他の統制変数：大学の所属する州の社会経済的変数（人口、一人当たり GDP、白人比率・・・但し分析の過程で一貫して有意でないことからモデルからは外す）、各大学の属性情報（設置者（私立=1 or 州立=0）、大学分類（大規模研究大(Extensive)、小規模研究大(Intensive)、修士大(Master)）、地方大ダミー（US News による分類。US News のランキングは一元的ではなく、National, Regional, Liberal Arts 等の大学分類別にランキングしている）、分類間で同順位が存在する。故にその違いを統制する必要があることから用いた統制変数）、授業料、在学生数、理系（生命科学、工学、医療福祉）プログラム在籍者比率）

3.8.3 結果（ガバナンスの効果限定）

(1) Logistic Part（ランキング圏外／ランキング圏内の規定要因分析）

1. 教員評議会に教学以外の特定領域に関する拘束力ある施策立案権限がある大学は、そうでない大学に比してランキング圏外である確率が高い。
※ $EXP(\beta)=53.25$ ・・・教員評議会に拘束力ある施策立案権限がある大学は、そうでない大学に比してランキング圏外となるリスクがおおよそ 53 倍。
2. 教員評議会議長に学長等経営陣が座る大学は、そうでない大学に比してランキング圏外となるリスクが高い。※ $EXP(\beta)=63.055$ ・・・ランキング圏外となるリスクが 63 倍。
3. 私学の場合は、教員評議会に教学以外の特定領域に関して拘束力ある施策立案権限がある大学は、そうでない大学に比してランキング圏内に入る可能性が高い。
※ $EXP(\beta)=.001$ ・・・ランキング圏外となるリスクが .001 倍⇨ランキング圏外となるリスクが限りなく低い。
4. 小規模研究大の場合、教員評議会に教学以外の特定領域に関して強い施策立案権限がある大学は、そうでない大学に比してランキング圏内に入る可能性が高い。
※ $EXP(\beta)=.005$ ・・・ランキング圏外となるリスクが .005 倍⇨ランキング圏外となるリスクが限りなく低い。

(2) Poisson Part（ランキング圏内のランクの規定要因分析）

5. 教員評議会に教学以外の特定領域に関する拘束力ある施策立案権限がある大学は、そうでない大学に比してランキングが高くなる倍率が高い。
※ $\beta=-2.93$, $EXP(\beta)=.053$ ・・・1 ランク下がる倍率が .053 倍⇨ランクが下がる倍率がきわめて低い⇨ランクがあがる倍率が極めて高い。

6. 学長・理事長・副学長等が評議会議長として据えられる大学は、そうでない大学に比してランキングが上昇する倍率が高い。
 ※ $\beta = -.290$, $EXP(\beta) = .748$ ・・・1ランク下がる倍率が.748倍⇨ランクが下がる倍率が1を下回る⇨ランクが上がる倍率が高い。
7. 私学の場合、教員評議会に教学以外の特定領域に関する拘束力ある施策立案権限がある大学は、そうでない場合に比してランクが下がる倍率が高い。
 $\beta = 1.080$, $EXP(\beta) = 2.945$ ・・・ランクが下がる倍率がおよそ3倍。
8. 小規模研究大学の場合、教員評議会に教学以外の特定領域に関する拘束力ある施策立案権限がある大学は、そうでない場合に比してランクが下がる倍率が高い。
 $\beta = 2.562$, $EXP(\beta) = 12.962$ ・・・ランクが下がる倍率がおよそ13倍。
9. 州間格差への注目 (σ) : 切片の $\sigma = .128$, $EXP(3 \times .128) = 1.468$ ・・・説明変数群では説明し切れていないランキングの、大学間を超えた51州間の格差が約±1.468倍存在することを意味する。

	Logistic Part		Poisson Part	
	β	EXP(β)	β	EXP(β)
固定効果				
切片	-5.491	.004 **	4.785	119.701 **
私立 (v.s.州立)	3.252	25.842 *	1.218	3.380 **
大規模研究大 (v.s.修士大)	.101	1.106	-.755	.470 **
小規模研究大 (v.s.修士大)	3.403	30.054 **	-.518	.596 **
地方大 (US NEWS分類)			-1.887	.152 **
授業料(1000ドル)中心化	-.345	.708 **	-.096	.908 **
在学生数(1000人)中心化	-.030	.970	.007	1.007 +
私立×大規模研究大			-.623	.536 **
地方大×小規模研究大			1.826	6.209 **
理系プログラム比率(博士)×私立	-2.959	.052 **		
<u>A.教員評議会権限:拘束力ある施策立案権保有</u>	3.975	53.250 **	-2.930	.053 **
<u>B.教員評議会権限:教学限定の拘束力ある施策立案権保有</u>	.301	1.351	.072	1.075
<u>C.教員評議会議長選出:学長・理事長・副学長 (v.s.教員orその他)</u>	4.144	63.055 **	-.290	.748 **
<u>A×私立</u>	-7.257	.001 **	1.080	2.945 *
<u>A×小規模研究大</u>			2.562	12.962 **
<u>C×小規模研究大</u>	-5.250	.005 *		
変量効果				
切片の σ	-		.128 **	
授業料の σ	-		.002 **	
n		147		
groups		45		
AIC		2847.481		
BIC		2952.146		

+ p<0.1, * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

3.9 考察・課題